

女性と貧困

—性・家族・階層をめぐる新たな問題—

笹谷春美
加藤喜久子

女性の解放、自立という側面を持つ最近の離婚の増加が、一方で大量の貧困母子家族を生み出すというパラドックスが生じている。欧米において顕著な「貧困の女性化」と呼ばれるこの新しい現象は、階層・階級問題としての従来の貧困研究にジェンダーの視点を導入する必要性を提起している。

本稿は、わが国の離婚母子家族の貧困化の要因を、このような現代的視角から考察を行うものである。分析対象は母子寮入寮者68名である。

分析の結果、母子家族の貧困化は、女性に期待されている家事・育児の役割と密接に関連した労働市場における低い地位により構造的に生み出されることが明かにされた。特に男性の扶養者を持たない母子家族では、母親が低賃金・不安定な差別的労働市場から脱出しえない限り貧困は免れない。学歴・資格・サポート資源等の個々人の階層的要因は貧困から脱出する契機にもなりうるが、特にわが国では、離婚に対する偏見や母親労働者に対するマイナスのラベリングが根強く、高学歴であっても再就職が困難な場合も見られた。また、今日の福祉施策は、厳しい資格審査や母子一体論によりジェンダーシステムを補完する側面も有し、女性や単親家族の自立要求とは一致しない点も見られた。従って、母子家族の貧困問題の解決には、経済的対応のみではなく、家族、労働市場、その他諸領域に張り巡らされている今日のジェンダーシステムを見直し、男女の自立と平等、子供の発達権を第一義とし、多様な家族を主体的選択しうる新たな家族・福祉・労働諸政策が要求されている。

(キーワード：母子家庭、貧困、性役割)

一 問題の所在―「女性の貧困化」と「貧困の女性化」

本論の目的は単親家族―とりわけ離別による母子家族の貧困化の要因とメカニズムを女性問題の視点から分析することにある。

今日、わが国における母子家族の多くが貧困にあることはまぎれもない事実である。実際、一九八八年度の厚生省の全国母子世帯調査においても、母子世帯の年間平均収入は平均世帯人員が三・一九人で二〇二万円（税込み）であり、平均世帯人員三・三一人の一般世帯の五―三万円の半分にも満たない。そしてこの母子家族の貧困状態は特に新しい現象でもなければ、わが国特有のものでもない。むしろ、女性はいままで常に貧困と隣合わせに生きてきた。とりわけ、近代以降の「男性が第一義的な稼得の役割担当者・女性はその被扶養者であり家事・育児の役割担当者」とされる性別分業家族が支配的な社会においては、その男性への経済的依存ゆえに、女性のライフコースは、何等かの理由で扶養者としての男性を失った場合、つねに貧困に陥る危険をはらんでいた。

しかし今、この古くからある伝統的な女性の貧困問題が「貧困の女性化」という新しい表現で語られ、新たな社会問題として注目を浴びるようになってい⁽¹⁾る。扶養者としての男性を失うリスクがきわめて高い社会においては、女性は自らのアイデンティティを当該社会から期待される妻や母としての役割に求めざるをえなく、その限りにおいて女性の貧困化は潜在的であつた。未亡人や寡婦の貧困問題は古くから指摘されていたが、この場合の夫の喪失は大方自らの意志によるものではなかつた。しかし今「貧困の女性化」という言葉で語られる新しい動向は、離婚や非婚、未婚等自らの意志で男性の扶養者を有しない家族が急速に増加していること、しかしこれらの新たに出現した女性世帯主（かつ家計維持者）家族の多くは貧困であり、しかも全貧困層に占める割合の増加が男性や高齢者を上回っている点にある。女性の貧困化が確実に顕在化してきていると言えよう。

ところで、このような離婚や未婚による単親家族の増加とは、伝統的な性別役割家族とは異なる多様な家族の出

現を意味し、それは同時に、多くの女性たちが性別役割家族の中で男性に経済的に依存するライフコースとは異なる選択を行うようになったことを意味する。しかもそれは近來の女性の状況をめぐる変化―男女平等要求や自立要求、それと連動する女性の労働力（雇用）率の上昇、労働施策や福祉施策の一定の前進等を背景にして可能であったことはいまでもない。

ところが、このような女性の自立・男性への経済的従属からの解放という側面を含む現代の離婚や非婚の増加が、前述のように一方で大量の貧困な母子家族を生み出すというパラドックスが特に欧米先進国において生じている。

男女平等、女性の自立が叫ばれ、女性の社会進出、とりわけ働く女性が増加しているにも関わらず、なぜ「女性の貧困化」は解消されないのか、それどころか「貧困の女性化」と言われるように何故増加するのか、多様な家族の出現の中で何故母子家族は貧困であらねばならないのか、という問いが性と階層をめぐる社会問題として新たな論議を生みだしている。つまり、従来、貧困問題は主に男性の家計維持者の階層間格差や経済浮沈による就労の不安定化による問題とみなされてきたが、今日の「貧困の女性化」論は上記に加えて、男性と女性の経済・政治・社会的力関係の格差という新たな論点を提起している。このような女性をめぐる今日的貧困をマーサ・N・オザワは、「失業や経済変動といった純粋な経済的要因から生じる伝統的な貧困と異なり、両性間の経済力及び役割の変化など複雑な相互関係に起因し、とりわけ、サービス産業の成長、女性の高労働力率、福祉国家の拡大等により特徴づけられる高度産業社会に典型的に見られる」新たな社会問題であり「日本も早晚、経験することが予想される」と指摘する。⁽²⁾

現在のところわが国においては、J・アスキンを指摘するように先進諸国の中では最低の離婚率であり、そのことが皮肉にも母子家族の大量発生をセーブし「貧困の女性化」を顕在化させるにいたってない。⁽³⁾しかし、先の厚生省調査でも、母子世帯中の離別母子の割合は年々増加し今や七割強を占めている。しかもその平均年収は一

八五万円と死別の母子の二四二万円の七六・五％に留まり、夫を失った「妻」としての死別母子より一層の貧困を余儀なくされている。欧米に比べ、まだ離婚による母子家族が社会的トレンドではないわが国においては、逆に、小教者としてのこれらの家族は他国とは異なる複雑でシビアな貧困の罫に直面せざるをえないのかもしれない。また、「家庭内離婚」という言葉があるように、離婚率が低いことがわが国の夫婦関係の安定を示しているとは言えない。マーサ・N・オザワの指摘を待たずとも、将来一定の社会的条件の進展の中で離婚や非婚による母子家族の出現は増加すると思われる。しかし、そのことが「貧困の女性化」をもたらすことなく、真の女性の自立、単親家族の自立に結びつくことが望まれる。そのためにも「女性と貧困」をめぐる新たな問題状況に関する論議を検討し、その要因とメカニズムを解明することが必要と考える。それは同時に男性の自立の考察にも連なり、また、性役割分業核家族を理念型としそれ以外を「欠損家族」等、一種の病理現象として規定することなしに、多様な家族が共存しうる社会システムや、そのような現実により即応した家族問題把握の方法の考察にも連なると考える。

二 「貧困の女性化」をめぐる要因分析

「貧困の女性化」とは、グイアナ・ピアースが一九七〇年代後半のアメリカにおいて貧困成人の約三分の二が女性であったという事実を示すために初めて使った言葉であるが、八〇年代を通してこの傾向は一層進展し、今や貧困な母親と暮らす児童の貧困化率の急増とあいまって深刻な社会問題となっている。「貧困の女性化」をめぐる論議はこのようにアメリカを中心に展開されてきているが、「小さい政府」を目指し国民の自助努力・受益者負担を福祉政策の基本としている点でアメリカと共通するわが国においては、これらの論議を参照することは本稿の課題にとって重要と考える。

「貧困の女性化」をめぐる要因は複雑である。しかし今日までの研究成果を整理すると以下の三点の主要な要因が挙げられる。

一、離婚率の上昇による女性世帯主及び母子世帯の増加というデモグラフィックな動向、二、労働市場における女性の地位、三、福祉政策の機能、である。それぞれについて検討を加えたい。

(1) デモグラフィックな動向

先進資本主義国における女性の労働力率の上昇や母子に対する福祉国家政策の拡大は、女性の側に経済的有利をもたらし、その結果、女性にとって結婚は選択可能なイヴェントとなり離婚率の上昇がもたらされたと言われている。その半面、ダンカン等の研究では離婚後1年目の母子家族の収入は離婚前の六〇%にすぎず、離婚が貧困をもたらす最大の因子であるという指摘がされている。⁽⁵⁾ またガーフィンケル等は離婚後の母子世帯の家計費は一年間に平均二〇%の高率で低下し、三八%が住居を変更せざるを得ないために重要なサポートネットを失っている、とその貧困化の実態にふれている。⁽⁶⁾ 確かに、ダンカン等のファインディングは事の一面をとらえているが、離婚イコール貧困でないことも事実である。従って何故多くの離婚が貧困化をもたらすかの媒介要因が必要である。例えば、離婚後は女性のほとんどが子の親権者となり実際に子を扶養している。ここでも女性は第一義的に子の養育の責任を負わせられている一方、子の父親からの金銭的援助は不十分で、それを強制する法的規制もない。その結果、女性の低賃金とあいまって母子家族の貧困がもたらされるように、離婚後の生活や離婚制度が性別役割家族と密接に関連していることがわかる。また、アメリカ特有の問題として母子家族の形成は黒人と白人とでは異なり、白人は離婚が多いが黒人は未婚の母が多い。黒人男性には家族の扶養役割を果たし得ない層が拡大し「貧困の女性化」に拍車をかけている。「貧困化」の人種的要因も無視しえない。

(2) 労働市場における地位

男性の配偶者を有しない女性が家計維持者として就労するとき、労働市場内の女性の地位が問題となる。ジェンダーの視点からの労働市場研究はまだ新しいが、欧米のフェミニストの研究やホーン・川嶋・瑤子のわが国の労働市場研究においても、今日の資本主義の労働市場は、性や年齢、人種等で区別される二重構造であることが指摘されている。⁽²⁾ そうして特に母親労働者は、例えば、第一次に対し第二次、中核に対し周辺のと呼ばれる労働市場に組み込まれるが、そこにはパート等の短時間で低賃金な不安定な雇用関係、職種的にはある種のサービス業（例：保育、教育、看護、介護、介護、家事清掃、店員その他サービス）が集中していることが明かにされている。女性、とりわけ母親労働者は何故そのような不安定で低賃金、限られた職種を押し付けられるのだろうか。女性労働市場の研究は単に市場内の分析に留まらず、市場外の女性の状態との関連の解明を試みる。そこでは、女性が家庭内の家事・育児の責任を負わせられているため男性と全く同じに賃労働に参加することは困難であること⁽³⁾ を理由とする労働市場内の差別、従来女性が無給で家庭内で担当していたという理由のため、またそれ故に低賃金である限られた職種に閉じ込められるという職業差別が指摘される。このように、家庭内の女性役割と家庭外の労働市場の地位が切り離し難く結び付き、母子家族に不利なシステムとして働いていることがわかる。⁽⁴⁾

ところで労働市場内の格差を説明する論の一つに、学歴や教育、資格等の個人的な投資や意欲の違いによるものとする「人的資本論」がある。これに対しては女性の家庭役割による社会的制約を考慮することなく男性と同等に論じることについて批判がなされている。このことは更に今日の家族のジェンダー再生産機能の問題につながる。つまり、男子と女子の「社会化」が性別に基づいて行われ、「人的資本」の獲得の当初から女性には経済自立のためのルールがひかれていないと指摘される。しかし現実には母子家族においては教育による再訓練や資格取得がその貧困からの脱却の一つの有効な手段として働き、ひいては家族のジェンダー機能と労働市場における女性の低い地位という悪循環を断ち切るきっかけになることもありうるのではなからうか。実態分析で検証する

必要があると思われる。

(3) 福祉政策の機能

戦後先進国の多くは福祉施策を拡大してきた。それは社会的な弱者を中心とするあらゆる階層の要求でもあったが、その物質的前提は高度な経済発展であった。現実には、大量に出現した貧困母子家族の多くはこれらの福祉施策によってその生存を維持していることは否定できない。これは、視点を変えれば、女性の、従来の性役割家族における男性への依存から国家への依存の移行としてとらえることもできる。しかし今日、先進資本主義国における経済発展の停滞は、福祉国家の見直しをせまっている。特にアメリカでは、不況を理由とした七〇年から八〇年代における福祉予算の削減はAFDC(Aid to Families with Dependent Children)に代表される所得援助を受けている母子家族を一層厳しい状況に追いやっている⁽⁹⁾。その中で「AFDCは、その低い給付額で貧困を永続化させるだけでなく、官僚的システムは対象者を下位に押し屈辱を与える。しかも、多くの女性達が強いられる低賃金労働により雇用から十分な収入を得る可能性は悲観的である」(エレンライヒ等)⁽¹⁰⁾というフェミニズムの視点からの福祉政策批判が起こっている。今日の離婚や非婚による母子世帯の増加は、女性の自立要求を背景にもたらされた一面もある中で、改めて今日の福祉施策は果して貧困や女性・母子問題の解決に役立っているのだろうか、女性や子どもの自立をサポートする施策とはいかなるものだろうか、という問いなおしが必要とされている。

なお、G・S・ゴールドバーグ等の国際比較研究は、スウェーデンには「貧困の女性化」は見られないと指摘している⁽¹¹⁾。スウェーデンではわが国とは違って離婚率は高く母子家族も多いが、労働政策や福祉施策により労働市場におけるのみならず家庭内においても男女の地位の平等がめざされている。そのため、家事や育児は男女双方の役割とされ、母役割の担当者であることを理由に女性のみが労働市場内で不利な扱いを受けることもない。

両親がいるか単親であるかによって子どもが差別されないよう制度的保障もある。このようにスウェーデンの事例は労働・福祉・家族施策のあり方により先進資本主義に固有と見られた「貧困の女性化」は阻止され、男女の平等とそれぞれの自立の実現が可能であることを示している。

三 分析視角と分析対象

本稿は、以上に概観した「女性と貧困」をめぐる新たな問題状況と先行研究の問題提起に基づき、わが国の離別母子家族が直面する「貧困化」の要因とメカニズムを、以下の分析視角により明かにしたい。

第一は、母子家族の貧困化を現代的な女性問題の視角から、つまり女性の性役割とそれを構造化した社会システムがいかに貧困化に関連しているかを具体的に明かにすることである。貧困は第一に家族の物質的基盤に関わる問題である。従って家族内では誰が、どの様に稼得の役割を果たすかが問題となる。しかしそれは同時に稼得の責任者が労働市場内での様な位置に属しているかによって第一義的には規定される。今日の核家族における夫と妻の役割分担のあり方と個別家族をこえた労働市場内の男女の階層的地位のあり方が密接に関連していることは先に見たごとくであるが、男性の扶養者を有しない母子家族においてそれはいかなる問題として現れるかを分析する。

しかし第二に、貧困問題はすべて性の問題に還元されないのは当然である。高齢者、傷病者、失業者、そして多くの Working Poverty—働く貧民が存在する。アメリカにおいても黒人やマイノリティーの男性の貧困化は深刻である。従来の貧困層の研究において、低階層↓低学歴・無資格↓低賃金・不安定労働↓貧困層という「貧困の再生産」が発見された。このメカニズムはまた貧困↓家族解体↓単親家族と子供たち↓貧困層↓家族解体という「家族解体の再生産」に重なる。逆にいえば、この悪循環の鎖を断ち切る主要なキーは高学歴・教育・有効な

資格などの「人的資本」の獲得であるという論を生み出す。しかし、こと女性にかんしては、同学歴が男性と同賃金である、とは言い難い実態にあることもすでに指摘されている。従って、本論では母親の出生家族や創出家族の階層が、学歴や資格、別れた夫からの経済援助や困った時のサポートネットワークの保有状況を介して、「貧困化」やそこからの脱却とどう関連しているかを考察する。

第三に、今日の社会福祉その他の公的な施策が、わが国ではまだ小數な離別母子家族の危機に對しどのように機能しているのか。貧困化の歯止めになっているか、自立を求めめる母子の福祉要求にマッチしているのか、と云う点を明かにする。以上の三つの側面は相互に関連しあうと考えられる。

分析に用いるデータは、札幌市の全母子寮（六ヶ所）の入寮者（母親）を対象に一九八九年と一九九〇年に行った調査から得たものであるが、本稿では、主に一九九〇年のアンケート調査で得た七〇名のうち母子家族になった理由が不明な二名を除いた六八名を対象として考察を行う⁽¹²⁾。

分析に入る前に対象者の基本的特徴を押さえておきたい。調査時点での母親の年齢は三六・三歳、末子の平均年齢は五・六歳である。三割近くが複数の結婚経験を持つが、最終的に配偶者を失った年齢は平均二八歳で、当時の末子の平均年齢は二・九歳であった。子供全体の五三%が〇―二歳の乳幼児で、三―五歳も合わせると九三・六%であった。九二・三%の母親が親権者となるが、夫からの慰謝料の支払いは九二・五%が無し、財産分与も九八・一%が無し、養育費の取り決めも七五・五%が無しであった。母子寮への入寮の理由・きっかけの主なもの（複数回答）、住む所が無い四四・六%、早く自立の条件を見つけない四四・六%、子供が小さい四三・一%、子供の世話を頼む人がいない四〇・四%、経済的に頼れる人がいない四〇・〇%等である。住む家も仕事も無く、幼い子を抱えていけば絶対的貧困の危機に直面し公的サポートとしての母子寮の利用に至っている。調査時点では、平均入寮期間は三・七年であり、母子家族としてのライフコースの最大の危機を乗り切り、対象者の多くは

自立へのプロセスを歩み始めている。調査時点での有職率は八四・三％である。雇用形態は、常雇二四名(四一％)、臨時・パート三五名(五一％)、無職九名であり、まだ自立の基本条件である常雇が少ない。従って、対象者の収入構成は、常雇は賃金と児童扶養手当、臨時・パートは賃金と児童扶養手当に生活保護(四八・六％が受給)、無職も児童扶養手当と生活保護(五一％)が主なものである。このように、母子寮入寮者は、「貧困な母子家族」の典型と押さえることができる。

四 母子家族の「貧困化」の要因とメカニズム

(1) 母親の職歴に見る性役割分業と労働市場の関係

表1は、対象者のこれまでのライフコースにおけるイヴェント毎の就労率と有業者の雇用形態の変化を示す。結婚・同棲前には全員が就労経験を持っていた。しかし、結婚時に五割が、出産時に残りの四割が退職し、職業を継続したのは一割にすぎない。この背景には経済的自立やキャリア達成を目標におかない彼女たちの「社会化」の過程があり、結婚当初、対象者は強い性役割分業意識を持っていたためである。「夫は仕事、妻は家事・育児」に賛成六〇％、反対は二二％。従って結婚前の就労は一般事務や店員など他の人と代替可能な職が多く、しかも、その就労先の多くが出産休暇や育児休業などを行使しにくい小零細企業であったことが働き続けることを困難にした原因でもあった。このようにして彼女たちの大部分は仕事をやめて家庭にはいるが、その家庭生活は当初より波乱含みであった。何よりも経済生活の破綻である(結婚の期間中ずっと苦しかったが六割で、問題がなかったのは三割弱にすぎない)。従って七割が結婚期間中再就労をよぎなくされ、専業主婦が可能であったのは二六％にすぎない。しかし、家事や育児の責任はほとんど妻一人に任せられ、夫の協力や話し合いは少ない(家事・育児)…。かなり協力三・六％、ある程度協力一六・四％、たまに協力三六・四％、協力はなし四一・八％、「子育ての話合い」…

(表1) ライフイベント毎の就業率と雇用形態の変化

ライフイベント	有業者	無業者	有業者の雇用形態				
			常雇	パート	自営	その他	計
未婚時	100%	0%	70%	10%	11%	9%	100%
結婚期間中	70%	30%	20	40	14	26	100%
離別時	20%	80%	13	53	20	14	100%
入寮時	63%	37%	35	58	0	7	100%
調査時	85%	15%	41	51	0	8	100%

(注1) 結婚期間中の有業者の雇用形態は最長職の雇用形態である

(注2) 雇用形態の「その他」には臨時・派遣労働者が含まれる

話し合った二〇・四％、母親まかせ三八・八％)。このような中で就労は、彼女達にとつては、本来夫がなすべき役割に対する補充であり、その場しのぎのものである。しかも、役割取得に失敗した夫は次第に家庭を省みなくなり、幼い子を抱えて働く妻をサポートしようとはしない。むしろ自らの地位喪失のストレスを酒や異性で解消しようとしたり、意見を妻に暴力をふるう等、夫婦の情緒的絆を断ち切る行為を重ねる。そして離婚にいたるストレスの高まりは妻の就労をも不可能にすることが多く、離婚時においては妻の就労は二〇％にすぎず八〇％は無職となる。そもそも、経済問題が発端による家族解体のケースが大部分ゆえ、離別時には、先述のように夫からの金銭的援助はほとんど無く、仕事も無く、住む家さえないような貧困状態に突き落とされる。このように、従来最も現代社会に適合的とされていた性別分業家族は、どちらかが役割期待を果たし得ない時、家族解体の要因ともなり、また夫婦が共同して危機を乗り越える際の妨げにもなることが判明した(対象者の離婚にいたるメカニズムの詳しい分析は加藤喜久子・笹谷春美、一九九二、参照¹³⁾)。また、妻が子の養育の責任を第一義的に負っている性別分業家族においては、その婚姻の破綻においても親権者や扶養者になるのは圧倒的に母親である(対象者の場合九二・三％が親権者)。このようにして貧しく諸困難を抱えた母子家族が生み出される。

離別後、女性達は従つて子育てと仕事に、育児の役割と家計維持の役割の双方に第一義的責任を負うことを強いられる。入寮時六三%、調査時点八五%という就労率の回復は、母親たちの家計維持のための努力を反映している。

しかし、ここで注意しなければならないのは、イヴェント毎の就労率の変化に対応する雇用形態の変化である。彼女たちの就労時の雇用形態は、常雇は未婚時で七割以上、結婚期間中は二割、離別後三割であるのに対し、パート的雇用は未婚時一割、結婚期間中四割、離別後六割である。結婚後の再就労はその大半が常雇からパート的安定雇用への階層低下の道筋を辿る。このデータは、特に既婚女性の場合、常雇の仕事を一且中断したら、再就労において、資格でもないかぎり常雇の仕事につくのは容易では無いことを明快に示している。

また、常雇とはいえ、仕事内容も零細企業での事務、清掃、介護、店員等いわゆる「女性の仕事」が多く、そのため賃金も表2のように退寮して民間の賃貸住宅に住み自立するには到達しない低賃金である。ましてやパートの労働条件は、はるかに自立ラインを下回る。パートの時給平均は五六九円、一ヶ月平均手取りは八五、六〇〇円である。平均拘束時間は七・四六時間で常雇の八・四七時間と大差はない。常雇の平均手取り一二四、〇〇〇円と比べ極めて低賃金である。ボーナス支給があるのは三二%（常雇九二%）、有給休暇があるのは二八%（常雇七五%）にしかすぎず、健康保険の加入や年金の加入もほとんど保障されず将来的にも非常に不安定である。

パート就労を選択せざるをえない背景の一つに、子育てとの両立の問題がある。表3のように、最も気がかりなのは他に保護者のいないこととの関わりである。特に対象者の場合、その多くが離死別時の下の子の年齢は二歳以下が五三%、三―五歳が四〇%と手のかかる乳幼児を抱えていた。一九九〇年時点でも二歳以下一五%、三―五歳三四%、小学生三三%、中学生一一%、高校生五%とまだ半数が乳幼児である。従つて、場合によっては労働時間が長く、仕事の責任も重い常雇を避けて短時間のパートを選ばざるを得ないこともあろう。しかし、多くの母はなるべく早く少しでも高賃金の安定した仕事を確保するのに必死である。入寮後の転職回数 は平均

(表2) 常雇の職種及び収入(事例)

学歴	現在職	1カ月平均手取り収入	就労希望
中卒	保険外交員	19万円	継続
大卒	学校給食調理員(市職員)	16	転職(事務へ)
高卒	同上	16	継続
短大卒	保険外交員	15	転職(事務へ)
専門学校	看護婦	15	継続
高卒	事務	14	継続
短大卒	事務	13	継続
高卒	ウェイトレス(母子連奥茶部)	13	継続
短大卒	事務	12	転職
高卒	清掃(母子連のつて)	12	不明
短大卒	社会保険労務事務補助	11	不明
高卒	清掃	11	転職
高卒	清掃(道庁)	11	継続
高卒	工具	10	転職
高卒	事務兼店員	10	転職(医療事務へ)
高卒	店員(キヨスク)	10	転職

(表3) 母子世帯になって最も困ったこと(%) (MA)

a. 生計面		
1. 適当な職が見つからないこと	42	} 77.9
2. 生活費が足りないこと	51	
3. その他	9	
b. 子育ての面		
4. 帰宅が遅いときや病気のとて子供の面倒をみる人がいない	34	} 83.8
5. 子供の相手をする時間が十分でない	55	
6. 父親がいないので子供の発達に問題がある	13	
7. 学力や進学のこと	23	
8. 子供の就職のこと	11	
9. その他	9	
c. 精神的な面		
10. 離婚したことで負い目を感じる	23	} 55.9
11. 離婚後人間関係が気まづくなったりつきあいが少なくなった	15	
12. 情緒不安定になりがちなこと	26	
13. その他	11	

二・五回、一年間で最高一四回の人もいる。ところが、「就職の面接で子どもの小さい母子家庭の親は仕事を瀕はんに休むと決めつけられ採用されなかったことが数回ある」「子どもを持ちながら働かねば生きてゆけない母親に理解を示す雇用者は少ない。面接の時に差別を感じる」という訴えに見るように、最も切実に安定した仕事を必要としている母子家族の母親に対し、今日の労働市場は極めて閉鎖的である。

再就職の既婚女性には不安定・低賃金の差別的労働市場しか開かれていないことは、先行研究で明らかにされているところであるが、さらに、母親であることに對して二重三重のハードルが設けられていることが判明した。また、職場の上司にホテルに誘われた女性は「夫という盾が無い女性には何をしても良いという露骨な態度」に我慢がならず退職をした。男性のこのような態度は弱い立場にある女性をますます窮地に追いやる。このように、わが国に根強い性別役割家族及び離別に對する偏見・差別が、労働市場における離別・母親労働者に對する閉鎖性と低い位置づけと分かち難く結びついており、その貧困化の基底要因であることが判明した。

(2) 母子家族の「貧困化」と階層的要因

表4は父親の職業階層である。対象者の出身地は札幌一七%、その他道内七一%、道外九%と広く道内市町村に分布しており、農業自営層や炭鉱労働者、国鉄労働者等その地域に特徴的な職業が多い。仕事内容でも土木作業員や古物商等の不安定就労者もいるが、教員や国鉄駅長等もあり、必ずしも低階層に集中していないのが特徴的である。従って本人の学歴も中学卒業が一六%、高校終了(中退者も含む)五七%、専門学校・短大・大学終了(中退者も含む)四年制大卒は四名)二七%と低学歴に集中してはいない。このように階層的には必ずしも低階層に偏っているわけではないが、家族的特色として義務教育終了までの親の離死別が四割と極めて多いことがあげられる。父母どちらかの離死別そして再婚あるいは単親といった家族変化は、それに反発して早期に家を出

(表4) 出身階層 (父の職業)

農林自営	29.8%
都市自営	22.8
炭鉱関係	8.8
管理職	5.3
専門職	3.5
事務職	1.8
工員・運転手等	3.5
公務労働(国鉄関連多い)	7.0
日雇い・季節雇い	7.0
その他	10.5

(57人)

たケースもある等、結婚後の様々な危機に対する親や親族のサポートの低下につながっている。

ところで、先に見たように対象者の九割が結婚や出産で仕事をやめ夫の被扶養者となっている。背景には強い性役割分業意識も存在していた。このような女性と子供の生活水準は当然夫の職業階層や経済力に規定される。

表5は、夫たちの職業である。父の職業に比較し、セールスや不動産関係など都市的・競争主義的なサービス業的職種が多いが、総じて事務職の割合が少ないもの、ごく一般的に男性がしている職種であり、特別なものに偏ってるとはいえない。しかし、炭鉱や漁業等地域の地場産業の解体に伴う転職等の社会的に強制されたイヴェントによって、また浪費癖や犯罪等の性格上の問題等

が引金となり転職を重ね、労働の不安定化、失業に至っているケースも少なくない。離婚時では、二三%の夫が無職である。このような夫のライフコースの危機が家族の機能障害を媒介として妻のライフコースの危機をももたらす。九割が仕事をいったん止めて性別分業家族にはいり、夫の被扶養者となった対象ケースの場合、夫のライフコースの危機に伴う、特に経済的機能障害への対応には、妻の学歴・階層はほとんど機能していない。何故なら、夫婦にとって性役割分業への拘りの方が強く、その失敗への失望感がそれぞれが所有する資源を出し合っ

て共同で危機へ対処しようという方向よりも夫婦の情緒的機能の喪失に向かってしまうからである(加藤・笹谷、前掲論文)

しかし、対象者が離婚・母子家族としてのライフコースを選択し、自らが稼得の役割を果たそうとする過程に

(表5) 前夫の職業

農林漁業自営（漁業が多い）	6.3
都市自営（不動産、土建業、飲食店が多い）	17.5
炭鉱員	3.2
管理・専門職	7.9
事務職	3.2
営業・販売職（車関係、デパート、その他セールス）	25.4
サービス職（飲食店等のウェーター、ホスト等）	7.9
運転手	4.8
建設作業員	15.9
その他	1.6
定職無し	6.3

100.0(63人)

(表6) 学歴別雇用形態

		常雇	パート	無職	
義務教育卒	11人	9.1%	81.8%	9.1%	100.0%
高校卒	39	28.2	59.0	12.5	100.0
短大以上卒	18	66.7	16.7	16.7	100.0

68人

おいて、学歴・階層要因の関連が少なからず見られる。家計維持者にとって、雇用関係が安定し比較的賃金の高い常雇の職を獲得することは男女どちらにとっても必須の課題である。表6のように対象ケースにおいても現在常雇に就いているのは高学歴、有資格者が相対的に多い。逆に言えば、わが国のような高学歴社会において、義務教育までの学歴取得者ほそれだけで多様な就業チャンスが阻まれる。従って将来自立可能な職業獲得に向けて、看護学校に再入学、職安のワークショップ講座、医療事務の通信教育、職場の情報処理資格を取得するための勉強等に取り組む母もいる。しかし、幼児を抱え働きながらこれらの活動を継続することは極めて厳しい。その際、親族や友人等のサポートネットはどのように関連するだろうか。表7は、離別時や、母子家族になつてからの困難時のサポートの有無と

(表7) 雇用形態別困難時のサポート

職業的地位	離婚時親族援助			母子世帯時援助				困ったときの相談相手					
	有り	無し	計	有り	無し	必要なし	計	親*	きょうだい	友人	公的機関	その他	計
常雇	89.5	10.5	(19)	40.9	27.3	31.8	(22)	54.6	9.1	27.3	0.0	9.1	(11)
パート	80.0	20.0	(30)	51.5	33.3	15.2	(33)	40.0	20.0	13.3	13.3	13.3	(15)
無職	83.3	16.7	(6)	75.0	25.0	0.0	(8)	12.5	37.5	37.5	0.0	12.5	(8)

*「親」をサポートの量と関係別に見ると、「常雇」は(母36.4、父18.2)、「パート」は(母33.3、父6.71)、「無職」は(母12.5、父0.0)と格差が見られる

その関係を示したものである。常雇の獲得者にはパートに比べ、必要な時に身近な親族のサポートが得られている。とくに母子の場合、仕事を継続確保するためには子供の病気や夜勤、休日出勤等公的保育でカバー仕切れない部分への援助が必須であるが、とくにこの面では母や姉妹等女性を中心としたサポートネットが機能している。逆にパートや無職では出身家族の家族解体のためこれらのサポート資源を持たない割合が高い。このようにサポート資源の有無は直接的にはないが間接的に貧困からの脱却に関係しているといえよう。しかしこれはあくまで個別・インフォーマルな対応であり、女性の貧困化そのものを防止するのは限界が在ることは当然である。

(3) 福祉施策の二面性

貧困への対策は今日でも福祉施策の大きなウェイトを占め、生活保護等の公的扶助がその根幹をなしている。対象者においても先述したように生存ラインを下回る低賃金のパート労働者を中心として、生活保護と子どもへの扶助である児童扶養手当への依存は構造的に不可欠である。生活保護は現在、パートの四九%、無職の五六%が受給している(常雇はゼロ)。しかし今日の生活保護制度は女性にとって抑圧的な側面も持っている。一つは、厳しいミーンズテストがあり、あくまでも最低のレヴェルの補助であり、確かに生存の危機から守る機能は有するが、同時に「貧困層」のレッテルを貼る機能も有している。特に女性の場合、母子イコール保護される対象という伝統的観念のため、他の親族や前夫の扶養能力が無いということが明

らかにされる限りで支給される。そのため「別れた夫との関係など言いたくないことを根ほり葉ほり聞かれた」「自分勝手に離婚したから生活できなくなつたんだ」と自分の責任にされた」「とても言葉では表せない屈辱を受け悔しくて泣いた」など三割が受給の際の窓口とのトラブルを訴えている。

また、対象者は、このような公的扶助と併せて母子寮入寮により最低限の生活条件を確保する。母子寮は児童福祉施設である。その目的は児童の健全な発育と成長の条件を保障することであり、そのために扶養者である母親への生活指導も含まれる。現場では伝統的な「良き母親」親に基づく指導のもと、前夫や他の男性と関係・接触を持つことは「母子」としての生活確立を妨げるとして母親の行動に様々な制約が加えられることが多い。入寮によつて母子の生活の立て直しのめどが拓けたことをメリットとあげる一方、規則・制約が厳しいことを対象者全員がデメリットとしてあげている。そのため自立条件を十分確保しないうちに退寮する母子も見られる。このような「母は子を育てるもの、子は母に育てられるもの」という根強い母子一体論は、一人の女性というより子のためにのみ生きる母役割を強調し、一方で子の扶養に対する父親の責任を不問にふすことにもなる。現実に対象者の子どもの七八%が離別後一度も父と会っていない。はたしてこのことは子にとって良いことなのだろうか。ケースバイケースによることはもちろんであるが、子に会いたいと訪ねてくる父までを機械的にシャットアウトすることはどうなのか。また、指導員の中からも、「母子」というだけで心身に障害を持つ等複雑な問題を抱えたケースが一緒に悩みに措置され、個々の母と子への適切な指導プログラムがないまま母子寮にその責任が負わされている、という悩みが述べられていた。このように、今日の母子福祉施策は現代社会における性別役割システムをむしろ補完・補強する一面を有し、自立を求める母達の要求との間にきしみが生じている部分もある。

五 結語 「貧困」からの脱却は可能か

以上、母子家族の貧困化の要因とメカニズムを、離婚による母子家族が大部分を占める母子寮入寮者を対象に、女性問題の視点から考察を行った。最後に本考察のフラインディングのまとめと、そこから見通される貧困からの脱却の方向性についてふれたい。

「子供を抱えて、女性が社会に出て仕事をするのは大変。正社員と同等の厳しい仕事をしてもらってもパートの私たちは生活費が足りず、結局足りない分を役所の保護費でカバーしてもらってる。その分、精神的に負い目を感じ、事あるごとに卑屈な気持ちにたびたびなります。裕福といわれる日本経済の中で、一人一人の賃金の安さ、特に女性労働者の賃金の安さには矛盾を感じます」。パートをしながら子供三人を扶養する四〇才の対象者のこの言葉は今日の貧困な母子家族のおかれている状況を端的に示している。不安定・低賃金労働による経済的自立の不分さ、それを補完する公的扶助による一方で、精神的自立の抑圧。そしてこのような状態は以下のように個々人の私的問題ではなく、広く社会システムの問題であることが浮き彫りにされた。

対象者の職歴のフォロワーにより、明らかに既婚女性に対する差別的労働市場の存在が見られ、加えて、配偶者のいない離別母子にたいしては、「よく休み信用できない」とのレッテル貼り、夫がいないことに対する偏見や嫌がらせ等様々な理由で、労働市場への参入自体が排除される様が見られた。従って彼女たちは女性労働の中でもより条件の悪い低賃金・不安定・3Kの仕事に追いやられがちである。特に経済のサービス化といわれる経済構造の変化により、「二重労働市場」の格差は拡大傾向にあり、二次的・周辺の市場に追いやられている限り女性は貧困から脱却できない。確かに対象者において、学歴や資格、所有するサポート資源など階層的地位に付随する要因が、より有利な職業獲得に少なからず関係している側面も見られたが、現実の分析ではそれ以上にジェンダーによる差別的労働市場の論理が第一義的に機能していると思われた。

それでは、対象者自身は貧困から抜け出し、過渡的施設である母子寮から退寮する為の条件をどのように考えているだろうか。表8に見るように、自立可能な労働条件を確保しつつある常雇層とまだ確保しえていないパー

(表 8) 雇用形態別「自立」条件の要求(MA) (%)

	常雇	パート	無職	*
職業訓練	10.4	11.1	14.3	30
低賃金の改善	22.4	25.3	22.2	63
児童扶養手当の充実	13.4	10.1	0.0	27
夫の扶養責任の制度化	4.5	4.0	3.7	11
保育所の充実	6.0	6.1	0.0	14
公営住宅の充実	25.4	23.3	29.6	66
母子寮の増加	0.0	0.0	7.4	3
母子世帯の組織化	0.0	4.0	7.4	9
その他	17.9	16.2	14.8	9
	100.0 (67)	100.0 (99)	100.0 (27)	(68人)

*対象者68人がそれぞれの項目を選択した割合 (%)

ト層、病弱な無職層により重点の置き方が若干異なるが、全体の六―七割が「低賃金の改善」と「住宅の確保」を挙げ、「職業訓練の充実」「児童扶養手当の充実」が次に挙げられている。一見これらの要求は当然過ぎるように見えるが、そこに込められた意味をより考慮する必要がある。そこには、男性や常雇労働者とそれほど変わらない時間を身を粉にして働いてもなお厳然とある差別、母子寮という特殊な施設に「措置」されざるをえない不自由さ、等に対する強い憤りがある。彼女達の約八割は離婚を後悔せず、親権・子の扶養という家族解体の後始末を一身に引き受けてきた。個別的サポートのネットが相対的に弱いため入寮に至ったが彼女たちの求めている生き方は「欠損家族」として処遇されたり、特別視されることではなく、多様な家族の一形態として地域の中で子どもとともに生き、一人前の労働者として家計責任を自立的に果たすことである。これからの女性労働政策や家族政策、福祉政策はこのような女性や単親家族の子どもへの自立要求を積極的にサポートする視点に立つことが求められる。低賃金・不安定労働の解決は、雇用機会均等法の充実・企業への罰則規定の強化、内実のあるパート

労働法の成立等女性労働一般の改善と共通するが、特に家計維持者である母にはアフターマティブアクション的な自治体や企業の積極的雇用が求められる¹⁴⁾。これは、夫の老齢年金も遺族年金も無い女性が老後を自立的に生きるためにも必須である。家族・福祉面では父子家族も含めて一人親の子育てが仕事やその他の社会生活のハンディにならないような柔軟な保育制度や休暇制度等子育て支援の多様なプログラムが必要とされている。地域でノーマルに暮らすための公的住宅政策の充実は無論のこと、特に子どもに対しては単親であることが不利にならないよう、児童扶養手当等の金額や支給期間の見直し、養育や教育へのチームカウンセリング等、母子一体論を排し、子ども個人の発達を保障する視点に立った独自の公的扶養プログラムが要請されていよう¹⁵⁾。また、福祉現場の官僚主義的姿勢が問題になることがあるが、地域の相談窓口の創設や職員やサービスのデリヴァリー（地域へ出向く）など、公的施策へのアクセスがより容易であることが望ましい。これら自立をサポートするプログラムは基本的に行政が責任を持つべきであるが、民間・個人の多様なネットワークによって補強されるのが望ましい。

ところで、本稿の主要な論点である、女性問題からの貧困の要因とそのメカニズムの解明において、社会的に要請され実際に個別家族の中で女性のはたしている「家事育児」の役割が、労働市場における「二次的」「周辺の」と呼ばれる低い労働力の価値付けと密接に関連し、男性の扶養者を有しない女性は半ば必然的に貧困化する構造が析出された。従って、一方の家庭内でのジェンダーの再生産を問題にしなければ、労働の場における平等を叫んでも貧困化の根本解決にはならない。

表9は対象者の結婚時と離婚後の性役割意識の変化である。確かに離婚後「反対」は多くなっているものの、まだ「賛成」も少なくはない。扶養責任のある夫にさんざん裏切られた対象者でさえ性役割意識は払拭されていないように、この問題は簡単に善悪がつけられる問題ではなく、教育やしつけ、法律など多様な側面から長期的に解決してゆかなければならない問題である。しかし、パートや病弱で働けない無職層に「賛成」や「わからない」が多いのは、必ずしも積極的支持ではなく、女一人が家族を扶養するにはあまりにも厳しい現状を反映した

(表9) 性役割分業意識の変化(%)

		賛成	反対	わからない	
結婚当時	(全体)	60.6	21.5	18.5	100.0
離別後	(全体)	40.6	35.9	23.4	100.0
	(常雇)	40.9	40.9	18.2	100.0
	(パート)	35.3	35.3	29.4	100.0
	(無職)	62.5	25.0	23.4	100.0

(注)「夫は仕事、妻は家事・育児」の考え方に対する賛否である。

ものとみることができ。まさに、労働条件の改善等による貧困問題への対応と性役割分業の見直しによる女性の自立は車の両輪のように同時に解決して行かなければならない。今、母子家族とジェンダーに関わって特に問われているのは、前章で示した福祉行政における母子一体論の問題と離婚制度である。特に、離婚においてはそのリスクを母のみが負うことなく、父親も平等に負うことが求められる。慰謝料や養育費等の経済的責任だけでなく、子の成長発達をサポートする精神的責任をも制度化することが必要とされている。これは裏返せば、子育ての楽しみの部分が母のみが占領するのではなく父も享受しうるシステムである。これまで、働く女性を中心に性役割分業の見直しと男女が共に仕事・家庭に参加する社会システムへ向けて、労働条件や保育制度、教育内容の改善が一步一步進められてきたが、現段階では男性の一層の参加・協力が課題となっている。女性の貧困化の基本的阻止もこのような方向によってのみ可能と思われる。そこでは、女性は男性の扶養者がいなくても経済的にも自立しえ、子どもは逆にたとえ親が離婚しても父母の責任と公的サポートの組み合わせで本人の発達権が保障されることになる。そもそも男性の扶養者が必要不可欠としない女性と女性による世話を必要不可欠としない男性との共同生活は、固定的役割によって相互に依存しあう場合より、より自由で豊かな夫婦関係を結ぶことができる。それは安易な結婚と不幸な離婚を減少させるであろう。また、このような家族においては子どもたちは個人として自立することを学びジェンダーの再生産も阻止されよう。このように、「女性と貧困」(性

と階層)の悪循環を断ち切る媒介項として、新しい男女の関係及び家族のあり方もまた求められている。

- (1) Harman, L. D. 1992, "The Feminization of Poverty," *Canadian Women Studies*, Vol.12, No.4, A York Univ. Publication, p.6.
- (2) マーサー・N・O一九九〇、「アメリカにおける貧困の女性化」季刊『社会保障研究』第二十六巻第三号、二二八頁。
- (3) Axinn, J., 1991, "Japan A Special Case," in Goldberg, G.S and E.Kremen eds, *The Feminization of Poverty : Only America ?*, Praeger, pp.91-107. この論文は、「労働市場における地位」「労働分野における男女平等のための政策」「社会福祉給付あるいは政府の所得移転」「離婚・結婚・非婚等の人口学的動向の四つのフレームワークをもちいた「貧困の女性化」に関する国際比較研究(七ヶ国)の一つであるが、J・アスキンは日本では「貧困の女性化」は目に見えない形で現れていない、と述べている。その理由を以下のように分析する。日本においても女性の就労化は進展しているが、その労働はパート労働が多く、きわめて低賃金である。その背景には他の発展した国々とは異なる女性の家族における役割がある。日本の女性は、「こまごまとした家事のいっさいの責任を負っている(子供や夫の家事参加はまれである)。また、子供の教育に対する母親の責任も重い。更に、年寄りの世話・介護者としても期待され、たとえ就労していても介護のために仕事を止めることを強いられる。パート労働の大量化、M字型労働力率はこのような家族役割と関連しており、雇用者と被雇用者との双方に適合する雇用形態として今後も拡大するであろう。男女平等のための政策も実行性に乏しく、また児童扶養手当等の福祉給付も最低額である。従って、離婚は女性にとっては経済的リスクが大きすぎ、また、根強い離婚にたいする道徳規制は男性や子供にも不利なため、日本の離婚率は発展した国々のうち最低であり、皮肉にもそのことが貧しい母子家族の大量創出をセーブし「貧困の女性化」の顕在化を妨げている」と指摘する。
- (4) Pearce, Diana, 1978, "Feminization of Poverty : Women, Work and Welfare," *Women and Social Change Review*, Vol.11, pp.28-36.
- (5) Duncan, G.J. and S.D. Hoffman, "A Reconsideration of the Economic Consequences of Marital Disruption," *Demography*, Vol.122, pp.485-498.

- (6) Garfinkel, I. et. all, 1989, "Divorce, Female Headship and Child Support," in Ozawa N.M. ed, *Women's Life Cycle and Economic Insecurity*, Greenwood Press, pp.101—131.
- (7) このような「二重労働市場論」、「人的資本論」、労働市場をめぐるフェミニスト理論については、トンプソン一九九〇、「もう一つの分業」成瀬龍夫他訳『労働と管理』啓文社、七章一七五頁。ホーン・川嶋瑤子一九八五、『女子労働と労働市場の分析』日経評論社、九頁等参照のこと。
- (8) マルクスフェミニズムの立場に立つN・ソコロフは、このような女性が家庭内で無償ではたしている役割と労働市場における低い地位は弁証法的な関係にあり、これによって妻に対して経済的支配者たり得る男性と女性労働を安価に使用することにより利益を得る資本家の双方の利害は合致し、この構造を「家長制的資本主義」と規定した(ソコロフ・N 一九八七、江原由美子他訳『お金と愛情の間』、勁草書房参照)。しかし、極めてシャープではあるが、この理論では弁証法とは言うものの実際は「家庭と労働市場」の関係は振り子のような相互連関であり、女性に対する男性と資本による支配を断ち切る方向制が見えて来ないのが欠点である。
- (9) マーサ・N・オザワ、前掲論文、pp.235—237.
- (10) Ehrenreich, B. and F.F.Piven, "The Feminization of Poverty: When the family wage system break down," *Dissent*, Vol.31, pp.162—168.
- (11) Goldberg, G.S. eds, 1991, *The Feminization of Poverty: Only in America?*, Praeger.
- (12) 一九八九年度は全入寮者九八名のケース記録調査を行った。翌年は入寮者個々に対するアンケート調査を行い七〇名の回答を得た。七〇名の母子世帯となった理由は離婚五四名(七七・一%)、別居中一(一・四%)、遺棄・行方不明五(七・一%)、未婚の母七(一〇・一%)、死亡一(一・四%)、不明二(二・九%)である。別居、遺棄、未婚の母も実質的には同棲生活を経験しており、広い意味で離別母子として扱う。
- (13) 加藤喜久子・笹谷春美、一九九二、「離婚発生のメカニズムと離婚のコスト」『現代社会学研究』第五卷、北海道社会学会。この論文は本稿と同じ対象で、母子家族にいたる前段の離婚をテーマとして考察を行っている。
- (14) 現在でも例えば、母子世帯の母の積極的採用として市の給食調理員、電力会社の検針員(母子寡婦福祉連合会による職業紹介)等があるが数も限られ、それに採用されるのはほんの一部である。
- (15) 今日の児童扶養手当は子どもが一八歳の誕生日を迎えた時点で受給が切られる。しかし高校進学率が九〇%を超えた現在、誕生日の時点でまだ多くの子は在学中である。低賃金の母子家族においてはこの手当は教育費にお

おいに寄与しており、子どもの発達権の保障という点からみればせめて高校卒業まで支給されるべきである。

また、精神障害等養育能力に問題を有する親を持つ子の発達をどう保障するか、あるいは母子密着により発生しやすい虐待をどう防ぐか、このような複雑な問題を専門家が協議し指導にあたる場・組織が必要とされている。現状では、数としても絶対的に欧米に比べ少ない専門機関を、母子寮の指導員が個別に訪れ相談をおこなっているが、総合的判断をするのが困難で適切な対応ができないこともある。最近の母子寮は、このようなケースが長期滞留する傾向にある。

Women and poverty : New problems relevant with gender, family and social class

Harumi Sasatani *Hokkaido University of Education*
Kikuko Katō *Hokkaido Information University*

The recent increase in the divorce rate, although viewed as women's liberation and independence, has created the paradox of producing a large number of poverty mother-child families. This phenomenon called the "feminization of poverty", presents a new focus on issues concerning the poverty problem within not only the social class perspective but also gender perspective.

This article will identify the main causes of poverty for the divorced mother's families in Japan.

The study sample consisted of divorced mothers (N=68) living in homes for fatherless family.

We found the main causes of their poverty to start with their low status in the labor market as connected with the gender role which women perform within the families. Especially, for the mother-child household without a male supporter, the escape from poverty is difficult as long as they are kept in the low wage and unstable jobs. Secondly, even for mothers having important social class advantages, such as a high level of education, good qualifications and strong support resources, re-employment is difficult, because of suffering the prejudice against divorced women and discrimination against hiring mothers with small children that still conspicuously exist in Japan.

In addition, today's social welfare policy for women and single parent families is not consistent with their demand for independence because of the policy's severe means test or traditional thinking treating mother and her child as one body.

These findings demonstrate that for solving the poverty of mother-child families, it must be reevaluated considering today's prejudiced gender system, family, labor market, etc., in order to create a new policy to support the independence of men, women and children, while at the same time encouraging their equality.

As a result, people will be able freely choose their family situation: not only traditional nuclear family. Such will make possible the reduction of unhappy marriage and divorce.